

○伊予市なかやまそば乾燥調製施設等条例

平成17年4月1日条例第140号

改正

平成18年6月26日条例第41号

令和元年7月11日条例第9号

伊予市なかやまそば乾燥調製施設等条例

(設置)

第1条 そばの生産性向上と就労環境の改善を図るため、機械施設の共同利用営農体系を確立し、地域農業の振興に寄与することを目的として、なかやまそば乾燥調製施設等（以下「そば乾燥施設」という。）を設置する。

(位置及び機械施設)

第2条 そば乾燥施設の位置及び機械施設は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 そば乾燥施設は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならない。

(利用)

第4条 そば乾燥施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長に申し出るものとする。

2 利用者は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって使用しなければならない。

3 市長は、利用者がこの条例に基づく諸規定に違反した場合又は故意若しくは過失により施設又は設備を損傷し、若しくは滅失した場合は、その使用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。

(使用料)

第5条 そば乾燥施設の使用については、別表第2に定めるところにより使用料を徴収するものとする。

2 市長は、そば乾燥施設の設置目的に従って使用する場合で特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第6条 そば乾燥施設の管理について、その目的を効果的に達成するため必要があると認

めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により、指定管理者にそば乾燥施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) そば乾燥施設の維持管理に関する業務
- (2) そば乾燥施設の使用許可に関する業務
- (3) 使用料の収納に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

3 第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中山町そば乾燥調製施設等の設置及び管理に関する条例（平成11年中山町条例第14号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月11日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(伊予市なかやまそば乾燥調製施設等条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の伊予市なかやまそば乾燥調製施設等条例別表第2の規定

は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名称	機械施設	位置
なかやまそば乾燥調製施設等	コンバイン 2基	伊予市中山町出渕2番耕地706番地1
	乾燥調製設備 1式	

別表第2（第5条関係）

名称	機械施設	使用料
なかやまそば乾燥調製施設等	コンバイン 2基	1時間 1,530円
	乾燥調製設備 1式	1俵（仕上げ乾燥） 510円